

北杜市ツキノワグマ出没対応マニュアル

令和7年11月
山梨県北杜市

令和8年4月改訂

目 次

I 【クマに出合わないために】	2
1. 情報確認をしましょう	
2. クマの活動する時間や場所を避ける	
3. 季節ごとの行動傾向	
4. 音を出すなど、自分の存在を知らせる	
5. クマが居着いてしまう場合	
6. クマが家や田畑などに繰り返し出没する場合	
7. クマと出合ってしまったら	
II 【通報及び周知】	3
1. ツキノワグマを目撃したら	
2. 市民への周知方法	
III 【施設対応】	5
1. 小中学校共通	
2. 小学校の対応	
3. 中学校の対応	
4. 保育園の対応	
5. 市立病院等の対応	
6. 目撃地周辺施設への連絡	
7. ツキノワグマの出没・目撃情報 周知フロー	
IV 【現地対応】	8
1. ツキノワグマ出没対応基準（緊急銃猟の事前準備と共通）	
2. 緊急出動フロー	
3. 緊急出動レベルにおける庁内対応	
V 【緊急銃猟の考え方】	11
1. 銃器を要する捕獲のケース	
2. 緊急銃猟フロー	

I 【クマに出合わないために】

ツキノワグマは本来、臆病で人間との接触を避けるように行動するものですが、人里の近郊で繁殖した一部の個体においては、人間を恐れられないような行動を示すものが現れてきています。市街地等に出没するツキノワグマは、特にこのような傾向があるものと捉え、一般的な個体から予想されるものとは異なる行動をする場合があることを意識しておく必要があります。

1. 情報を確認する

北杜市ホームページ内の詳細目撃情報や、山梨県ホームページ内の県内クマ出沒マップを確認し、クマが出没している場所にはできるだけ近づかないようにしましょう。

◇最新の目撃情報 <https://www.city.hokuto.yamanashi.jp/docs/128.html>



◇山梨県ホームページ（県内クマ出沒マップ）

<https://www.pref.yamanashi.jp/shizen/kuma2.html>

2. クマの活動する時間や場所を避ける

早朝と夕方の薄暗い時間帯の外出は控えましょう。また、川沿いや山沿いの道路沿線、ヤブの近くは注意しましょう。

3. 季節ごとの行動傾向

春－冬眠から目覚め、食べ物を求めて活発に行動します。山に入る際は注意が必要です。

夏－繁殖期に入り、オスはかなり気が立っています。登山やハイキング等の際は注意が必要です。

また、山の中にある食べ物が少なく行動範囲が広がり、人里付近に出没することもあります。

秋－冬眠に備えて、食べ物を求めて活発に行動します。

主に、ブナやミズナラなどのドングリを食べますが、柿・栗などを求めて人里に下りてくることもあるので注意が必要です。

4. 音を出すなど、自分の存在を知らせる

クマがいるような場所にやむを得ず近づく場合は、クマ除け鈴やラジオなどで音を出して、自分の存在をクマに知らせましょう。

5. クマが居着いてしまう場合

一般的にクマは臆病な動物であるため、人を見れば逃げることが多いですが、野菜や果実、ペットのエサなどクマを引き寄せる物（誘引物）があると、繰り返し出沒することがあります。また、市街地などに出てきたクマが、うまく森や山に帰られず、留まってしまうことがあります。このような場合、捕獲をすることもありますので、北杜市役所、北杜警察署に連絡をお願いします。

6. クマが家や田畑などに繰り返し出没する場合

誘引物の除去をお願いします。柿や栗などの果樹や米ぬか、野菜くず、ペットのエサなどのほか、塗料の有機溶剤も誘引物となることがあります。

クマがご自宅や田畑などに現れたり、被害に遭ったりした場合、市役所林政課にご相談ください。

特に危険で止むを得ない場合、箱わなによる捕獲（市長許可）を行います。

7. クマと出合ってしまったら

(1) あわてないこと

遠くにいるクマを見つけたら、あわてずクマに背をむけず、向き合ったままゆっくり後退します。距離が十分に開けばクマも落ち着きます。

(2) 騒がないこと

ものを投げたり、騒いだりせず冷静になることが大切です。大きな声を出す、走るなど、クマを興奮させるようなことは絶対しないでください。

(3) 近づかないこと

子グマの近くには、母グマがいる可能性が高いため、子グマを見ても近づいてはいけません。

(4) 命を守ること

万が一逃げ場がない、追いつかれてしまうなどの状況になった場合は、

①首の後ろで両手を組む

②顔を伏せる

③地面に腹ばいか体を丸めてかがむ

II 【通報及び周知】

1. ツキノワグマを目撃したら

(1) 通報方法

市民がツキノワグマを目撃したり、危険な接近があった場合、以下の手順で通報してください。

(2) まずは自身の身の安全を確保してください。

(3) 緊急時（人身被害が予想される場合や接近が非常に危険な場合）

①警察（110番）に通報し、出没場所や状況を詳細に報告。

②消防（119番）での救助が必要な場合も、すぐに通報。

(4) 非緊急時（クマを見た、また、クマらしき不審な動きがある場合）

クマを目撃した際は、北杜市役所、北杜警察署に情報をお寄せ下さい。

①北杜市林政課 0551-42-1353

②北杜市代表電話 0551-42-1111

③北杜警察署 0551-32-0110

④市公式LINEに通報

メニュー内「クマ出没通報」フォームで通報。

※市公式LINEをご利用いただくには、無料SNSアプリ「LINE（ライン）」での友だち登録が必要となります。

- (5) 提供してほしい情報【別紙参照：出没情報記録票】 P 1 3
目撃場所、時間帯、クマ頭数、大きさ、行動
※市から折り返し詳細状況を聞き取りする場合があります。
※通報の際は、周囲の安全確認をしてください。

2. 市民への周知方法

市は通報を受けた後、迅速に以下の対応を取ります。

(1) 北杜市防災行政無線

① 運用タイミング

ツキノワグマの目撃情報があり次第、北杜市防災行政無線を通じて該当地域へ注意喚起の放送をします。

② 放送内容：目撃場所、時間帯

※市街地へ移動した場合、避難指示や道路閉鎖情報を行います。

③ 放送の頻度

初回放送後、日中であれば夕刻に再度放送。（夜間出没の場合は、翌朝に放送）

(2) SNS（インターネット上でのコミュニケーション手段）

① 使用するツール

北杜ほっとメール、市公式LINE（地域を限定して発信）、X（旧ツイッター）
Yahoo!防災速報

※各アプリは友だち登録、フォローなどが必要です。

※市公式LINEに登録して受信設定をしているアカウントへ目撃情報を配信します。

② 運用方法

ツキノワグマの目撃情報を防災行政無線放送後に発信します。

③ 内容

出没の詳細情報（地域、時間帯）等

④ 避難場所や安全エリアの案内

ツキノワグマが市街地で滞留している場合、情報の拡散をお願いすることがあります。

(3) 北杜市及び山梨県のホームページでの周知

① 北杜市

目撃情報を順次更新し当該年度内の目撃情報を掲示。

過去の目撃情報をPDFファイルで掲示。

② 山梨県

県X（エックス）において市町村から寄せられた目撃情報を周知。

県ホームページ上で、県内の目撃情報をマップ化し掲示。

Ⅲ【施設対応】

1. 市立小中高等学校共通

- (1) 林政課 → 教育委員会 → 各校長へ情報を提供。
- (2) 校長 → 教職員に状況説明し、校内での安全確認を実施。
- (3) 校長 → 保護者へメールで通知。必要に応じ児童生徒の引き渡しを要請。
- (4) 出没が予測される場合 → 通学路の安全確認を強化。
→ 地元警察と連携し、通学時間帯の安全を確保。
→ 必要に応じ、保護者の送迎依頼。

2. 市立小学校の対応

- (1) 登下校時
クマの出没情報があった場合、必要に応じ保護者による送迎を実施し、通学路の見回りや安全確認を強化。
クマの目撃情報が発表された地域では、登校時間の変更、通学路の一部閉鎖を検討。
- (2) 昼間の対応
体育や部活動の屋外活動を中止。校内での活動に切り替え。
児童への注意喚起として、屋外に出ないよう指導。
- (3) 授業の変更
体育や遠足、校外学習を延期または中止。
屋外活動は室内での学習に変更。
- (4) 避難計画
教室内での安全指導や、クマに遭遇した際の適切な行動を説明。
校内におけるクマの出没が予想される場合、即時に避難訓練を実施し、避難場所の確認。
- (5) 引き渡し
付近にクマが留まっている可能性がある場合、児童を保護者へ引き渡す。

3. 市立中学校（高校含む）の対応

- (1) 登下校時
クマの出没情報があった場合、必要に応じ保護者による送迎を実施し、通学路の見回りや安全確認を強化。
クマの目撃情報が発表された地域では、登校時間の変更、通学路の一部閉鎖を検討。
- (2) 昼間の対応
体育や部活動の屋外活動を中止。校内での活動に切り替え。
生徒への注意喚起として、屋外に出ないよう指導。

(3) 授業の変更

体育や遠足、校外学習を中止または延期。
屋外活動は室内での学習に変更。

(4) 引き渡し

付近にクマが留まっている可能性がある場合、生徒を保護者へ引き渡す。

4. 市立保育園の対応

(1) 林政課 → こども保育課 → 各保育園へ速やかに情報を伝達。

(2) 園長 → 職員に状況説明し、園内での安全確認を実施。

(3) 園長 → 保護者へメールで通知。必要に応じ時間を繰り上げ園児の引き渡しを要請。

5. 市児童クラブの対応

(1) 林政課 → 子育て政策課

(2) 子育て政策課 → 各児童クラブへ速やかに情報を伝達
(職員に状況説明し、園内での安全確認を実施。)

6. 市立病院等の対応

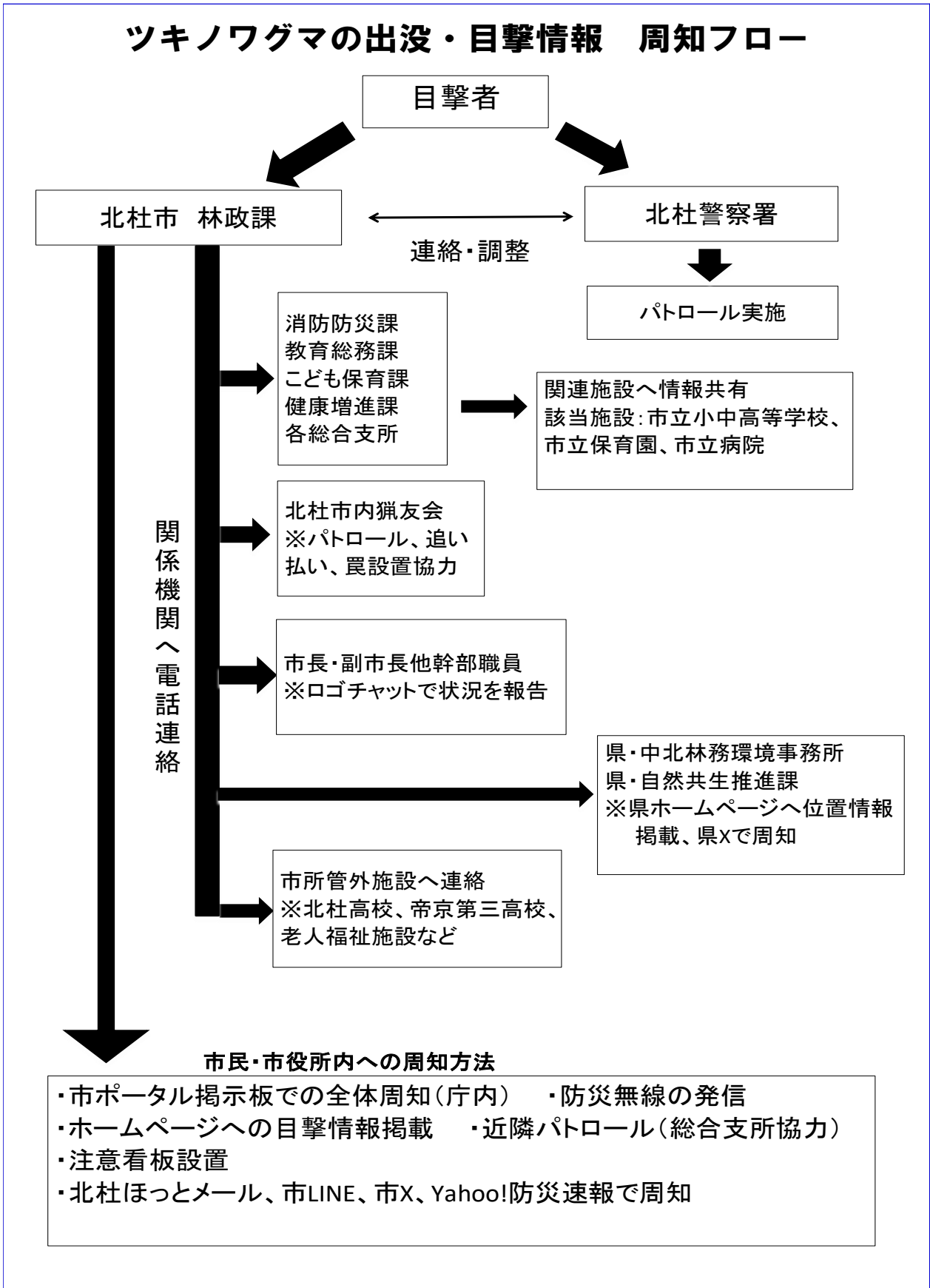
(1) 林政課 → 健康増進課 → 市立病院・診療所へ速やかに情報を伝達。

(2) 事務長 → 職員に状況説明し、院内での安全確認を実施。
出入口の掲示板等で来訪者に周知。

7. 目撃地周辺施設への連絡

(1) 林政課から県立北杜高等学校、帝京第三高等学校ほか老人福祉施設などへ連絡。

7. ツキノワグマの出没・目撃情報 周知フロー

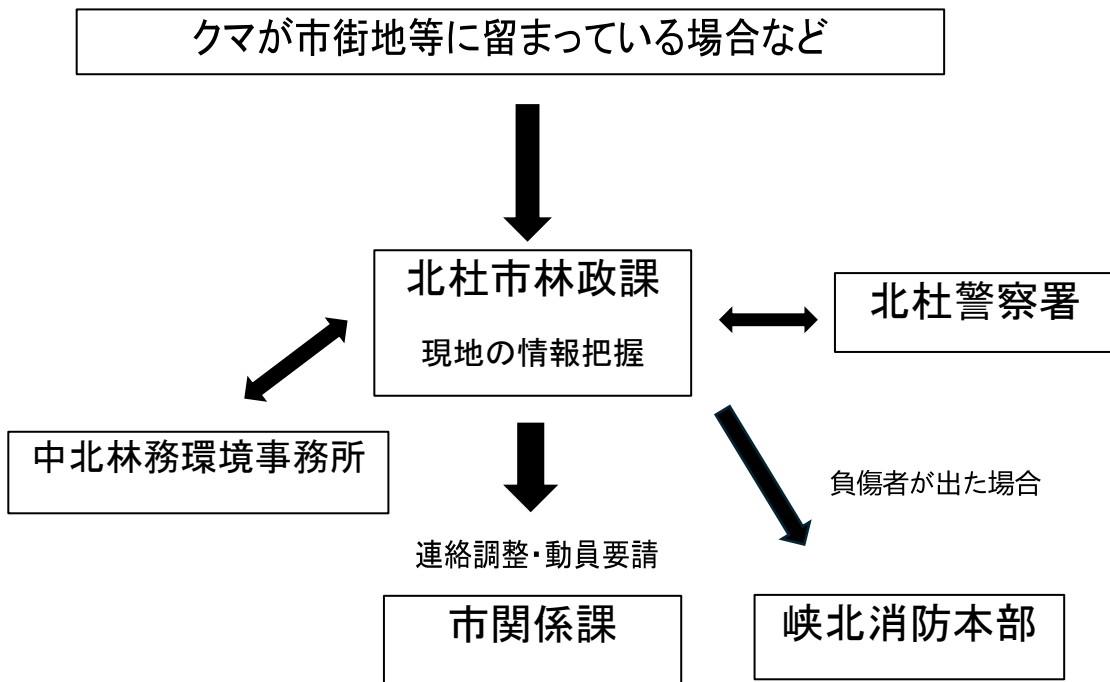


IV 【現地対応】

1. ツキノワグマ出没対応基準（緊急銃猟の事前準備と共通）

レベル1 森林内での人とクマとの接触防止	
出没状況	・森林内での目撃（人間生活に直接影響はないと見込まれる場合）
対応	・必要に応じ地域住民への情報提供 ・他の入山者が見込まれる場合は、クマ避け鈴、ラジオ等の携行や複数人での行動推奨、注意喚起 ・必要に応じ、人の目に触れる場所（林道入口等）に出没年月日を記載したクマ出没の看板設置
レベル2 農地・集落周辺への出没防止	
出没状況	・農地や集落周辺への出没
対応	・地域住民への注意喚起 ・通学路等が近くにある場合は学校等関係機関に連絡 ・市、猟友会、警察との情報共有、連携したパトロールの実施 ・市は出没原因の現地調査等を実施 ・現地確認で誘引物が確認された場合の適切な除去の指導
レベル3 農地・集落周辺への出没防止及び農作物被害等の防止	
出没状況	・農作物等への執着 ・繰り返し出没する ・誘引物の除去、ヤブの刈払い等の防除対策を講じても被害が継続
対応	・市が出没原因の現地調査等を実施 ・出没個体の特徴の把握 ・有害捕獲を検討（箱罠） ・捕獲した個体の耳にタグを付け放獣 ・耳タグ付き等、再犯と推定される場合は殺処分を検討
レベル4 人身事故防止	
出没状況	・人身事故が発生（又は事故発生の恐れが強い場合）※事故現場が森林内の場合や加害個体が森林内に逃走する等、被害発生（拡大）のおそれが少ない場合を除く
対応	・緊急捕獲の実施（市長による捕獲許可） ・住居集合地域である等、鳥獣保護管理法に基づく銃猟による捕獲が困難な場合は、警察と連携の上、警察管職務執行法（第4条第1項）による危険個体の排除を検討 ・市、警察、猟友会が連携し、速やかに加害個体の捕獲を実施
レベル5 人身事故防止 <市町村許可（緊急捕獲）>	
出没状況	・日常生活の範囲内で人身事故が発生（又は発生の可能性が非常に高い場合） ・人家、学校、病院等、人が活動している施設・敷地内にクマが侵入した場合 ・人が活動する時間や場所付近に何度も出没する場合、人や家畜がいる建物・敷地にクマが侵入した場合
対応	・緊急捕獲の実施（市長による捕獲許可） ・住居集合地域である等、鳥獣保護管理法に基づく銃猟による捕獲が困難な場合は、警察と連携の上、警察管職務執行法（第4条第1項）による危険個体の排除を検討 ・緊急銃猟の検討

2. 緊急出動フロー



3. 緊急出動レベルにおける庁内対応

(1) 現地における対応

現地対応にあたり、出没現場近くの適切な場所に、林政課、猟友会及び北杜警察署により構成される「現地本部」を設置する。

なお、市民の退避誘導等において人員の不足が見込まれる場合にあっては、産業観光部職員を加えるものとする。

現地本部には、「指揮班」「現地調査班」「広報班」「規制班」「追払い・捕獲班」を設置する。

①指揮班	各班の指揮統制 庁内本部との連絡調整対応方針の決定 等	市林政課 北杜警察署 市猟友会 その他動員職員
②現地調査班	出没場所及び周囲の状況、環境等の調査 追払いルート等の調査	
③広報班	警戒区域内における屋内退避指示など注意喚起広報	※麻醉銃猟委託者 大学及び民間業者
④規制班	周囲の通行規制通行人等の退避誘導	
⑤追払い・捕獲班	追払い、捕獲その他不測の事態への対応 ※建物などに留まっている場合、麻醉銃猟の実施も可能	

(2) 庁内における対応

警戒区域の市民への周知や屋内退避・誘導等について、関係機関等と連携して迅速な対応にあたるため、市役所内に「庁内本部」を設置する。

庁内本部においては、現地本部との情報共有に努め、警戒区域の設定や解除等各種情報を市民に対して周知を行うとともに、市職員の動員及びその他関係機関との連絡調整を行う。

なお、「庁内本部」の設置については林政課から消防防災課を通じ設置依頼をするものとし、構成幹部への周知は原則ロゴチャットとし、必要に応じ会議を招集する。

(3) 警戒区域の設定に係る市民への周知

現地本部において「警戒区域」が設定された際は、市民に対して防災行政無線及び広報車により速やかに周知を行う。

また、警戒区域の解除や範囲の変更があった際も市民及び対応職員に対し速やかに周知を行う。

なお、周知の際は、クマの位置や警戒区域の範囲のほか、区域内においては不要不急の外出を控え、出入口や窓を閉めて窓などからは距離をとるなどの退避方法等も併せて周知する。

※「庁内本部」(市長・副市長・関係部所長)

関係部所 (政策秘書部・総務部・福祉保健部・こども政策部・産業観光部・教育部)

V 【緊急銃猟の考え方】

令和7年9月から開始された緊急銃猟については、国からガイドラインが示されており、各自治体では緊急銃猟対応マニュアルの作成が望ましいとしている。

今後、北杜市では国の緊急銃猟ガイドラインに基づき緊急銃猟対応マニュアルを作成しているところである。

1. 銃器を要する捕獲のケース

(1) 警察官職務執行法

警察官職務執行法第4条第1項に基づき、危険鳥獣が人里に出没し、安全確保等の緊急銃猟の条件を確保する前に、現実・具体的に危険が生じている場合、例えば、公園に出没したクマが子供に接近している場合などには警職法の適用も排除されないとされており、捕獲者（ハンター）による発砲命令が出され捕獲することができる。

(2) 緊急銃猟

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第34条の2の規定に基づき、一定の要件のもと、市長村長は危険鳥獣について銃猟することができる。

◇緊急銃猟（鳥獣保護管理法）と避難等の措置（警察官職務執行法）の考え方

法令	鳥獣保護管理法	警察官職務執行法
適用が想定されるケース	クマ等が人の日常生活圏に侵入した場合で、安全確保等の措置を講ずることにより、地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合 (例：住宅地に隣接する河川敷にクマが出没した場合、建物にクマが入り込んだ場合)	危険鳥獣が人里に出没して現実・具体的に危険が生じ特に急を要する場合 (例：公園に出没したクマが子供に接近している場合)
条文	第三十四条の二（緊急銃猟）	第四条（避難等の措置）

【出典：緊急銃猟ガイドライン】

2. 緊急銃猟フロー

国のガイドラインに従い、事案ごと職務分担を決めて対応する。

手 順	内 容	担当部署
1 現地参集	クマが滞留しているか	警察及び市
2 避難場所確保	捕獲者の半径 200m以内に居住する住民の避難場所	市
3 関係者の配置	現地の関係者配置決め	市
4 安全確保の措置	通行禁止	警察
	制限措置	警察
	住民避難	警察及び市
5 緊急銃猟条件の確認	①日常生活圏か	市と警察が要件を満たしたと判断した場合、市長が緊急銃猟を許可する
	②危害防止が緊急に必要	
	③銃猟以外方法がない	
	④弾丸が住民に到達しない	
6 土地の立入	障害物の除去	市、猟友会など
銃猟（捕獲者）		
7 捕獲個体の確認	止めさしの必要があるか	猟友会
8 原状回復	捕獲個体の移送・清掃等	猟友会、市
9 安全確保の措置の解除（警察）		
10 建物等の損失の確認（警察）		
11 損失補償（事後）（市）		
12 捕獲後の実績の記録（市）		

別紙 出没情報記録票

項目	詳細
通報者の情報	氏名
	連絡先
人身被害に関する情報 (怪我の有無や程度)	【有 無】どちらかに ○
	程度
出没の種類	目撃
	痕
	その他
クマ等の出没日時	目撃日時 月 日 時 分 頃 ~
	※同一個体と見られるクマ等について目撃者が複数いる場合、全員から聞き取った目撃日時を繋げてクマ等の進行方向を推測したり、最後の目撃地点から警戒範囲を推測したりする。
出没場所の情報	地番 (位置座標)
	環境
	誘引物
クマ等が向かった方向の情報	方向
	※クマ等が逸走等した場合には、クマ等が向かった方向(山野なのか人の日常生活圏なのか)を把握
クマ等と判断した特徴の確認	理由
目撃したクマ等の情報 (人に対してクマ等はどのような行動をとったか)	頭数 頭数:内訳【親 頭・子 頭】
	大きさ
	行動 (逃げた/逃げずにその場に留まっている/向かってきた/人に気付いていないなど/その他)
目撃した人の情報	目撃時の行動。 目撃後の対応。

(参考 環境省緊急銃猟ガイドライン P28「表7. 目撃者から聞き取ることが望ましい項目」)

北杜市ツキノワグマ出没対応マニュアル

令和7年（2025）年11月作成

（令和8年4月）

北杜市 産業観光部 林政課